

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
一般社団法人 大和伸進 会	奈良市大宮町一 ー一三二 奈 良交通第三ビル 二階	児童発達支 援センター しおん	奈良市大宮町 一ー一三二 奈良交通第 三ビル二階	放課後等デ イサービス	平成二十 六年八月 一日
特定非営利 活動法人木 の家和（N AGOMI ）	橿原市四条町七 七四番地の五	なごみらん ど	橿原市四条町 七七四番地の 五	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 六年八月 一日
株式会社ス マイル・フ イクスト	堺市美原区大保 五ー一三四	キャンパス キッズ	磯城郡田原本 町一三ー一	放課後等デ イサービス	平成二十 六年八月 一日